

## 行刑局による終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメント：2003年10月9日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第23号

九州刑事政策研究会

大谷，彬矩  
九州大学大学院法学研究院：助教

<https://doi.org/10.15017/1916281>

---

出版情報：法政研究. 84 (4), pp.163-180, 2018-03-15. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

行刑局による終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメント  
——2003年10月9日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第23号——

九州刑事政策研究会（訳）

目次

はしがき

行刑局による終身刑及び長期刑受刑者のマネジメントに関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec（2003）23）

勧告Rec（2003）23の添付文書

終身刑及び長期刑受刑者の定義（第1）

一般的目的（第2）

終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメントに関する一般原則（第3-8）

執行計画（Sentence planning）（第9-11）

リスク及びニーズに関するアセスメント（第12-17）

刑事施設における保安と安全（第18-20）

終身刑及びその他の長期刑の侵害的影響の緩和（第21-24）

終身刑及びその他の長期刑受刑者の特別なカテゴリー（第25-32）

終身刑及びその他の長期刑受刑者に対する社会への再統合のマネジメント  
（第33-34）

取消しを受けた受刑者（第35）

職員（第36-39）

調査（第40-41）

## はしがき

1 本資料は、2003年10月に開催された欧州評議会 (Council of Europe) の第855 回閣僚代理会議において採択された「行刑局による終身刑及び長期刑受刑者のマネジメントに関する加盟国閣僚委員会の勧告 (Recommendation Rec (2003) 23 on the management by prison administrations of life sentence and other long-term prisoners)」(以下、「本勧告」と記す)を訳出したものである。本勧告の翻訳は、欧州評議会のホームページに公開されている英語版を基本とし、さらに正確を期すため、本勧告に関する報告書の他、これまで日本で公にされてきた、国際条約・国連準則及び欧州評議会による勧告の翻訳も可能な限り参照している。なお、翻訳の中で [ ] を付したものは、読者の理解を助ける意図から、翻訳者が補充したものである。

2 欧州地域における刑事司法・少年司法制度運営のルール整備のために、これまで欧州評議会は多くの勧告を行ってきた<sup>(3)</sup>。それらが国際条約や国際連合レベルの準則を土台とし、より発展させた形で提示されているという点で、重要であることは疑い得ないものの、いささか時宜を失った感のある2003年の勧告を今、取り上げることに理由がある。

本勧告は、終身刑及び長期刑受刑者を対象とした勧告としてはなお最新のものであることに加え、わが国において、近年、無期刑及び長期刑受刑者の顕著な増加が注目されている<sup>(4)</sup>。2000年代における大量の無期刑の確定と、量刑相場の上昇により、

<sup>(1)</sup> [https://search.coe.int/cm/Pages/result\\_details.aspx?ObjectId=09000016805dec7a](https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016805dec7a) (最終閲覧日：2017年9月10日)。

<sup>(2)</sup> Report accompanying the Recommendation Rec (2003) 23 on the Management by Prison Administrations of Life-Sentence and other Long-Term Prisoners.

<sup>(3)</sup> 欧州評議会による勧告の翻訳資料として、欧州被拘禁者処遇最低基準規則 (Resolution (73) 5 Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners) 及び1987年の欧州刑事施設規則は、第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会編『ヨーロッパの被拘禁者処遇—ヨーロッパ刑事施設規則と関連決議』(悠久書房、1989年)に収録されている。その他、吉田敏雄「欧州刑事施設規則(1)(2)—2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号—」北海学園大学学園論集135号(2008年)95-114頁、136号(同年)117-137頁、九州少年法研究会(武内謙治=斎藤司=石田倫織=相澤育郎)訳「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則—2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号—」法政研究76巻3号(2009年)424-383頁 [F75-116]、九州刑事政策研究会(大谷彬矩)訳「刑事施設職員のための欧州倫理規程—2012年4月12日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—」法政研究83巻1・2号(2016年)222-209頁 [F45-58]、九州刑事政策研究会(大谷彬矩)訳「刑事施設における外国人被収容者に関する欧州規則とコメントリー」法政研究83巻1・2号(2016年)208-140頁 [F59-127]がある。

刑事施設に収容される刑期別受刑者の構成に大きな変化が現れた。矯正統計年報によると、2016年の刑期別受刑者数を2006年と比較した場合、「1年以下」（3月以下及び6月以下を含む）、「2年以下」、「3年以下」、「5年以下」、「7年以下」、「10年以下」で軒並み減少している一方、「15年以下」、「20年以下」と、無期刑を含んだ「20年を超える」<sup>(5)</sup>受刑者数は増加している。1952年以降、2006年が最も受刑者数が多かった年であることをも考慮すると、この傾向は特徴的である。刑期別構成が変化した背景の一つとして、無期刑の実質「終身刑」化がある。釈放の望みがなく、生涯を刑事施設で過ごすという事実が彼らの精神を蝕むため、無期受刑者処遇には多大な困難があることが指摘されている。

そのような無期受刑者処遇の過酷な現状を改善するために、具体的な解決策を提示しようとする本勧告は、わが国の行刑にとっても重要な指針となり得るものである。

3 本勧告の作成過程に話を移す。<sup>(6)</sup>発端は、欧州評議会の犯罪問題委員会 (Committee on Crime Problems, CDPC) の第49回総会 (2000年6月26-30日) において、長期刑受刑者のマネジメントについて、再び審査するための機が熟したと判断されたことであった。この問題は、1976年に採択された「長期刑受刑者の処遇に関する決議 (Resolution (76) 2 on the treatment of long-term prisoners)」ですでに扱われていたものの、1997年の第12回行刑局長会議が指摘したように、長期刑及び終身刑受刑者の顕著な増加が問題となっていた。<sup>(7)</sup>犯罪問題委員会の提案に従って、加盟国閣僚委員会は、2000年10月5日に専門家委員会に終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメントについての検討を委託することを採択し、特に以下の問題を検討することを求めた。

(4) その背景や原因について、石塚伸一「長期・不定期拘禁における行刑の社会化について—危険社会におけるリスク評価と社会復帰の支援—」井田良ほか編「浅田和茂先生古稀祝賀論文集 [下巻]」(成文堂、2016年) 614頁以下を参照。

(5) 「20年を超える」(無期刑を含む) 受刑者数は、2006年から624人多い2,251人であった。

(6) See Report *supra* note 2.

(7) 増加の理由について、西ヨーロッパ諸国では、近年、拘禁刑の刑期が長期化し、それを科される犯罪者が増加したことが指摘される。中央及び東ヨーロッパ諸国では、同じく長期刑受刑者が増加したこと、大きな要因として、死刑の使用が禁止されるか、猶予されるようになったことが指摘される。Report, *supra* note 2, pp. 15-6. 終身刑及び長期刑をめぐる状況について、次の文献も参照。Jim Murdoch, *The treatment of prisoners*, (Council of Europe Publishing, 2006), pp. 232-3.

- ・長期刑受刑者を分類するための最も適切な基準は何か？一刑の長さ？罪種？危険性？心理的介入及び処遇の必要性？
- ・長期刑受刑者はより短期の刑に服する受刑者と隔離されるべきか？
- ・コミュニティへの統合を不可能にしないために、拘禁の消極的な影響はいかにして緩和することができるか？
- ・釈放前準備をできる限り効果的にするにはどうすればよいか？釈放後の監督及び援助と調和させるにはどうしたらよいか？
- ・現行法の下で条件付仮釈放の資格を持たない終身刑受刑者を扱う最良の方法は何か？

犯罪問題委員会の要請に基づき、専門家委員会は2000年12月から2003年4月にかけて6回の会合を開いた。作業では、「長期刑受刑者の処遇に関する決議(76) 2」や、「危険な刑事施設被収容者の拘禁及び処遇に関する勧告(Rec(82) 17)」などの従前の文書が現時点でなお現実的か、刑事施設の新たな知見や問題に対応するためにさらなる規定によって補足されるべきかという観点から検討が行われた。また、2001年10月にモスクワで開催された第24回欧州司法大臣カンファレンスでは、特に長期刑及び終身刑受刑者の問題が議論された。そこで提出された、加盟国の状況に関するレポートは、核心的な問題を提示し、解決策について重要な示唆を与えるものであった。これらの問題と解決策は、本勧告に規定された諸原則に反映されている。

4 本勧告の特徴を1976年に採択された「長期刑受刑者の処遇に関する決議(76) 2」(以下、決議)<sup>(8)</sup>と対照することで確認しておこう。本勧告は、決議と異なり、用語の定義や目的、一般原則を提示している。決議は目的を明示していないので、具体的な規定内容がどのような趣旨に基づいているのか明らかではなかった。また、本勧告には、リスク及びニーズに関するアセスメントや、特別なカテゴリー(外国

---

<sup>(8)</sup> 本勧告の特徴について、次の文献も参照。Kristin Drenkhahn, International rules concerning long-term prisoners, in: Kristin Drenkhahn, Manuela Dudeck & Frieder Dünkel (eds.), *Long-Term Imprisonment and Human Rights*, (Routledge, 2014), pp. 38-9.; Dirk van Zyl Smit & Sonja Snacken, *Principles of European Prison Law and Policy*, (Oxford University Press, 2011).

人、高齢者、女性など)の受刑者についての規定が新たに加わった。保安や長期の拘禁による侵害的影響の緩和など、決議においてすでに言及されていた事項も、詳細で具体的なものになった。これらのことから、本勧告は、決議採択後の刑事政策と犯罪学の知見を発展的に取り入れる形で作成されたと評価することができる。

閣僚委員会による比較的最近の勧告全般に当てはまることであるが、本勧告は、これまでに採択された多くの勧告と有機的に関連し、体系的構造を成している。そのため、終身刑及び長期刑受刑者に関して規定される様々な問題も付焼刃的に検討されたのではなく、それぞれの領域においてすでに蓄積のある成果に基づいているということが出来る。したがって、本勧告でもしばしば指示しているように、必要<sup>(9)</sup>に応じて他の勧告を参照することが必要となる。

(大谷彬矩)

---

<sup>(9)</sup> たとえば、終身刑受刑者の仮釈放審査は、決議において、「8年から14年の拘禁後に行われ、その後も定期的に行われること」(第12)と直接的に規定していたが、本勧告では「条件付仮釈放(パロール)に関する勧告 (Rec (2003) 22)」の参照を求めている。ちなみに、参照先の勧告によれば、具体的な審査期間を規定はしていないものの、終身刑受刑者を含むすべての受刑者に条件付仮釈放が適用可能であるものとし(第4.a)、仮釈放の検討が可能となるまでの最短服役期間を経過したら迅速に条件付仮釈放に関する判断を行うための手続を開始するべきことを定めている(第17)。

行刑局による終身刑及び長期刑受刑者のマネジメントに関する加盟国閣僚委員会の  
勧告 (Rec (2003) 23)

(2003年10月9日、第855回閣僚代理会議にて、閣僚委員会により採択)

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条 b 項により、

欧州評議会において、拘禁刑の執行に関して、この分野での国際的協調を強化する  
ために共通の原理を設立することは加盟国の利益であることを考慮し、

拘禁刑の執行が、刑事施設の保安、秩序及び規律を保障する目的の間で調整するこ  
とを必要とする一方、受刑者に相当の生活環境、活動体制及び釈放のための構造的  
準備の提供を必要とすることを考慮し、その他、

受刑者が、個々の状況に適合する方法で管理され、正義、平等及び公正の原理と調  
和するべきことを考慮し、

モスクワで開催された第24回カンファレンスの期間中に、欧州司法大臣によって  
2001年10月に採択された、長期刑の執行に関する決議を参照し、

多くの加盟国における死刑の廃止が終身刑の使用の増加をもたらしたことを考慮  
し、

多くの国において、長期刑の適用数及び期間の増加が、刑事施設の過剰収容の原因  
となり、効率性及び受刑者の人道的管理を害し得ることを懸念し、

行刑局に対して、十分な資源及びスタッフについての規定だけでなく、「刑事施設の  
過剰収容及び人口増加に関する勧告 (Rec (99) 22)」に含まれる原則の執行が、長  
期間の拘禁に関するマネジメントの問題を重要な範囲に限定し、拘禁のより安全で

良好な環境を考慮していることに留意し、

終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメントに関する立法及び実務は、その適用を任せられた機関が欧州人権条約及び判例法において具体化された要求に従うべきことを考慮し、

これまでの勧告、特に以下の

- 外出 (prison leave) に関する勧告No. R (82) 16
- 危険な刑事施設被収容者の拘禁及び処遇に関する勧告 (Rec (82) 17)
- 外国人受刑者に関する勧告 No. R (84) 12
- 欧州刑事施設規則に関する勧告 No. R (87) 3
- 少年非行に対する社会的対応に関する勧告No. R (87) 20
- 刑事施設における教育に関する勧告 No. R (89) 12
- 社会内制裁及び措置についての欧州規則に関する勧告No. R (92) 16
- 制裁又は措置の実施に関与する職員に関する勧告No. R (97) 12
- 刑事施設における健康管理についての倫理及び組織的問題に関する勧告 (Rec (98) 7)
- 刑事施設の過剰収容及び人口増加に関する勧告 (Rec (99) 22)
- 社会内制裁及び措置に関する欧州規則の発展についての勧告 (Rec (2000) 22)
- 条件付仮釈放 (パロール) に関する勧告 (Rec (2003) 22)

に含まれる原則との関連性に留意し、

加盟国政府が、

- この勧告の添付文書に含まれる原則によって、終身刑及びその他の長期刑受刑者の管理に関する立法、政策及び実務に導かれ、
- この勧告及び付随する報告書が可能な限り広く普及されるよう保障することを勧告する。



## 勧告 Rec (2003) 23の添付文書

### 終身刑及び長期刑受刑者の定義

1. この勧告の目的に関して、終身刑受刑者は、終身刑判決を受けている者である。長期刑受刑者は、一つの拘禁刑において、又は合計して5年以上の判決を受けている者である。

### 一般的目的

2. 終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメントについての目的は、

- 刑事施設が安全で、これらの受刑者及び彼らと共に働く者又は彼らと面会する者の地位を守るよう保障すること、
- 終身刑及び長期刑の有害な影響を緩和すること、
- これらの受刑者が社会につつがなく再定着し、釈放後に法律を遵守する生活につながる可能性を増進させ、発展させること

であるべきである。

### 終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメントに関する一般原則

3. 終身刑及び長期刑受刑者の間の人格的特性の多様性並びに判決の執行のための個別的な計画を立てることが考慮されるものとする（個別性原則）。

4. 刑事施設生活は、社会における生活の現実にできる限り近似するように配慮されるものとする（ノーマライゼーション原則）。

5. 受刑者は、日常の刑事施設において、自己責任を伴う行動をする機会を与えられるものとする（責任性原則）。

6. 終身刑受刑者と長期刑受刑者により引き起こされる、外部社会、彼ら自身、他の受刑者及び刑事施設で働く者又は面会する者に対するリスクは、明確に区別されるものとする（保安と安全原則）。

7. 判決の同一の理由に基づく終身刑受刑者及びその他の長期刑受刑者は、分離されないよう考慮するものとする（非分離原則）。

8. 受刑者の終身刑又はその他の長期刑のマネジメントに関する個別的計画は、刑事施設制度を通じて、進歩的な前進を保障することを目的とする（進歩性原則）。

### 執行計画（Sentence planning）

9. 一般的な目的を達成し、上述した原則を遵守するために、包括的な執行計画は個々の受刑者のために発展されるものとする。これらの計画は、できる限り受刑者の積極的な参加を伴って、特に、拘禁期間の終了に向かって、釈放後の監督その他の機関との密接な協力によって準備され、発展されるものとする。

10. 執行計画は、受刑者ごとのリスク及びニーズに関するアセスメントを含み、以下の事項に対してシステムチックなアプローチを提供するものとする。

- 受刑者の最初の配置、
- 刑事施設システムを通して、より厳しい環境から、理念上、開かれた環境、できればコミュニティにおいて、厳しさが緩和された環境で最終段階を過ごす前進的な動き、
- 刑事施設で過ごす時間を目的あるものにし、また釈放後の良好な再定着 (resettlement) のチャンスを増やす、作業、教育、トレーニング及びその他の活動への参加、
- 刑事施設における破壊的なふるまい及び釈放後の再犯を減少させるためにリスク及びニーズに注意を向けるよう設計されたプログラムにおける介入と参加、
- 長期拘禁の侵害的な影響を予防又は緩和するために、余暇活動及びその他の活動

への参加、

- 釈放後に、法を遵守する生活及びコミュニティへの適合に資する環境及び監督的措置。

11. 執行計画は、刑事施設への入所に続いて、できる限り早期に開始し、一定の間隔で検討を行い、必要に応じて修正されるものとする。

### リスク及びニーズに関するアセスメント

12. 個々の受刑者がその者自身及び他の者に対するリスクを引き起こすか否かを判断するために、行刑局による慎重な判断が行われるものとする。予測されるリスクの範囲は、自身、他の者、刑事施設で働く者若しくは訪れる者又はコミュニティに対する害と、外出又は釈放の際に逃走や他の重大な犯罪を行う可能性を含むものとする。

13. ニーズに関するアセスメントは、人格的ニーズ及び受刑者の犯罪及び有害なふるまいに伴う特性（「犯罪学上のニーズ」）を確認するために努めるものとする。できる限り、犯罪学上のニーズは、拘禁期間中及び出所後の、受刑者による犯罪及び有害なふるまいの両方を減らすために対応されるものとする。

14. 最初のリスク及びニーズに関するアセスメントは、適切に訓練された職員によって実施され、可能であればアセスメントセンターにおいて行われるものとする。

15. a. [アセスメントの] 使用は、終身刑及び長期刑の執行に関する決定の指針として、現代的なリスク及びニーズに関するアセスメントで構成されるものとする。

b. リスク及びニーズに関するアセスメントの手段は、常に誤差を含むため、意思決定を行うために用いられる唯一の手段であってはならず、他のアセスメントの方法によって補われるものとする。

c. リスク及びニーズに関するアセスメントのすべての手段は、その利点及び難点を明らかにするために評価が行われるものとする。

16. 危険性も犯罪学上のニーズも、本質的に安定した特徴ではないため、リスク及びニーズに関するアセスメントは、定期的に、さもなければ必要な時に、適切に訓練された職員によって執行計画の要請に合わせて反復されるものとする。

17. リスク及びニーズに関するアセスメントは、常にリスク及びニーズの管理に関連しているものとする。それゆえ、これらのアセスメントは、適切な介入の選択肢又は、すでにある介入の変更を示すものとする。

### 刑事施設における保安と安全

18. a. 刑事施設における統制の維持は、ダイナミック・セキュリティの適用に基づいているものとする。それは、受刑者と良好な関係にある職員による発展が一貫性と公正性に基づき、彼らの個人的状況と個々の受刑者により引き起こされるリスクの理解と結び付いている。

b. 警報装置及び閉回路テレビジョンなどの技術機器が用いられるところで、それらは常にダイナミック・セキュリティの方法に付随するものとする。

c. 保安のために必要な限度内で、受刑者と接する者による火器及び警棒を含む武器の日常的携帯は、刑事施設の敷地内で禁止されるものとする。

19. a. 刑事施設体制は、変動する保安及び安全の要請に柔軟に対応するために組織されるものとする。

b. 特定の刑事施設又は刑事施設群への分類は、包括的なリスク及びニーズに関するアセスメント並びに、彼らのニーズを考慮し、引き起こされるリスクを低減する

可能性が高い環境に受刑者を配置する重要性に基づくものとする。

c. 受刑者自身による要求を含む、特定のリスクを孕んだ例外的な状況は、受刑者個々の隔離の諸形態を必要とする。隔離を回避するために、又は隔離が用いられなければならない場合はその使用の期間を短縮するために、集中的な努力が行われるものとする。

20. a. 重警備ユニットは最後の手段としてのみ用いられ、そのようなユニットへの配置は定期的に点検されるものとする。

b. 重警備ユニット内で、施設体制は、逃亡又は危険の例外的なリスクを引き起こす受刑者の取扱いと、他の受刑者及び／又は、刑事施設で働く、若しくは刑事施設を訪れる者へのリスクを引き起こす受刑者の取扱いとを区別するものとする。

c. 受刑者のふるまいと保安の要請を考慮に入れて、重警備ユニットの体制は和やかな雰囲気となるものとし、受刑者間の交流、ユニット内の移動の自由及び様々な活動の申し出を許容するものとする。

d. 危険な受刑者のマネジメントは、「危険な刑事施設被収容者の拘禁及び処遇に関する勧告No. R (82) 17」において具体化された原則によって導かれるものとする。

### 終身刑及びその他の長期刑の侵害的影響の緩和

21. 終身刑及び長期刑の侵害的影響を予防し、緩和するために、行刑局は以下のことに努めるものとする。

- 執行の開始時、及び必要に応じて、後で、受刑者に所内規則及び日課並びに義務及び権利を説明する機会の提供を保障すること、
- 受刑者に刑事施設生活の可能な限り多くの事柄で自己決定を行う機会を提供すること、

- 身体的、知的、感情的刺激のために十分な物的条件及び機会を与えること、
- 心地よく、使用者に優しいデザインの建物、家具、装飾を整えること。

22. 家族の紐帯の破壊を防ぐために特別な努力が払われるものとする。このことを達成するために、

- 受刑者はできる限り、その家族又は近しい親族の近くにある刑事施設に収容されるものとする。
- 手紙、携帯電話及び面会はできる限り頻繁にかつ秘密に許容されるものとする。仮にそのような対策が安全又は保安を脅かし、又はリスクアセスメントによって正当化されるならば、これらの接触に対して、面会の前又は後に信書の検閲及び検査などの合理的な保安措置が執られる。

23. *a.* 新聞、ラジオ及びテレビ並びに外部の面会者との接触などの、外の世界との接触は促進されるものとする。

*b.* 「外出 (prison leave) に関する勸告No. R (82) 16」に定められた原則を考慮しながら、必要であれば付添の下、様々な形式の外出を与えるために特別な努力が行われるものとする。

24. 受刑者は、以下のために適切なカウンセリング、援助及び支援を利用するものとする。

- その者の犯罪、被害者に対して与えられた損害及び関連する罪の意識を受け入れること、
- 自殺、特に直接的には有罪判決後の自殺のリスクの軽減、
- 施設化、消極性、自尊心の低下及びうつ病などの、長期拘禁による侵害的な影響を緩和すること。

## 終身刑及びその他の長期刑受刑者の特別なカテゴリー

25. 刑事執行機関は、刑を言い渡された者の移送に関する欧州評議会の条約に示された外国人受刑者の本国送還の可能性と、関連する国家との双方向的な調整に配慮するものとする。外国人受刑者は、これらの可能性を通知されるものとする。本国送還が不可能である場合、刑事施設のマネジメント及び実務は、「外国人受刑者に関する勧告 No. R (84) 12」の諸原則によって導かれるものとする。

26. 傷つきやすい受刑者を他の受刑者による脅威及び虐待から保護するために努力を行うものとする。他の受刑者からの保護的隔離が必要であれば、完全な孤立は回避するものとし、安全かつ支援的な環境が提供されるものとする。

27. 精神的に問題を抱えている、もしくは抱えつつある受刑者について、早期に専門家による診断を行い、十分な治療を提供するための行動を起こすものとする。「刑事施設における健康管理についての倫理及び組織的問題に関する勧告 (Rec (98) 7)」で示された指針に従うものとする。

28. 高齢受刑者は、身体的健康及びメンタルヘルスの良好な水準を維持するように支援されるものとする。このことを達成するために、行刑局は以下のことを提供するものとする。

- 適切な診断及び医療サービスへのアクセス、
- 個々の受刑者の身体的及び精神的能力に応じた作業、運動及びその他の活動の機会、
- 特別な食物のニーズを考慮した適切な食事。

29. a. 末期の病気に侵された受刑者が尊厳をもって死を迎えることができるように、刑事施設の外でケアを受け、死を迎えるために、釈放することが考慮されるものとする。各事例において、行刑局はそれらの受刑者及びその家族に適切な支援及びケアを提供する努力を行うものとする。

b. 望まれた実務上の配慮措置（例えば、遺言の作成、埋葬の措置など）を伴うそれらの受刑者を援助するために、適切な援助が与えられるものとする。

30. a. 女性の受刑者は、通常、長期刑又は終身刑に服する者が少ないため、その個別的執行計画は、彼女らの特別なニーズに適合するために慎重に考慮されるものとする。

b. 女性受刑者のための特別な援助は、以下のために行われるものとする。

- 可能な限り一般の女性受刑者と溶け込ませることによって、社会的孤立を避ける、
- 身体的、精神的及び性的虐待にさらされたことのある女性受刑者のために特別なサービスへのアクセスを与える。

c. 終身刑及びその他の長期刑に服する母親は、その刑のみを理由として、幼い子どもという機会を拒否されないものとする。幼い子どもがその母親と留まるならば、行刑局は適切な環境を提供するものとする。

31. 刑事施設で日常生活を過ごす可能性の高い受刑者によって引き起こされる特定の問題に、特別なマネジメントケア及び注意が与えられるものとする。特に、その者の執行計画は十分に動態的(dynamic)であり、刑に耐えることを援助するために設計された干渉及び心理社会的サービスを含む、有意義な活動及び十分なプログラムへの参加から利益を受けることを許容するものとする。

32. a. 長期刑を受けた少年受刑者は、その者の特別なニーズのために設計された施設又はユニットにのみ収容されるものとする。

b. これらの少年受刑者に対する体制及び執行計画は、児童の権利に関する条約及び「少年非行に対する社会的対応に関する勧告No. R (87) 20」に定められた関連する諸原則を指針とし、以下のことに特別な注意を払うものとする。

- 十分な教育及びスクーリングについての規定、



- 彼らの両親及び家族と密な接触を維持する必要性、
- 情緒的発達のための十分な支援及び指針の規定、
- 適切な支援及び余暇活動の利用可能性、
- 少年の人格的発達を十分に考慮しながら、少年を成人施設に移送することについての慎重な計画。

### 終身刑及びその他の長期刑受刑者に対する社会への再統合のマネジメント

33. 終身刑及びその他の長期刑受刑者が、長期の拘禁からコミュニティでの法律を遵守する生活に移行するに当たって、特別な問題を克服するために、彼らの出所はあらかじめ十分に準備され、以下のことを特に考慮するものとする。

- 関連するリスク及びニーズに取り組む出所前及び出所後の具体的計画の必要性、
- 出所の可能性及び、拘禁期間中に行われていたあらゆるプログラム、干渉又は処遇を出所後も継続することについての十分な考慮、
- 行刑局と出所後の監督機関、社会及び医療サービスの間で密な連携を行う必要性。

34. 終身刑及びその他の長期刑受刑者に対する条件付仮釈放の許可及び実施は、「条件付仮釈放（パロール）に関する勧告（Rec（2003）22）」に示された原則を指針とするものとする。

### 取消しを受けた受刑者

35. 仮に、条件付仮釈放の取消しに従って、終身刑又は長期刑受刑者が刑事施設に戻されるならば、上述の列挙した原則に引き続き従うものとする。特に、コミュニティに釈放及び再定着することを受刑者に早期に再考させる目的で、リスク及び犯罪学上のニーズについてのさらなるアセスメントが行われ、適切な分類の選択とさらなる介入のために用いられるものとする。

## 職員

36. 一般的に、新人の募集、選別、訓練、職場環境及び「職場の」流動性は、終身刑及びその他の長期刑受刑者を扱う職員の専門的行為と同様に、「制裁又は措置の実施に関与する職員に関する勧告 No. R (97) 12」に含まれる原則を指針とするものとする。

37. a. 終身刑及び長期刑受刑者とともに働く職員は、これらの受刑者によって引き起こされる特殊な困難に対処する必要があるため、彼らの職務を果たすために必要な特別な訓練が行われるものとする。

b. 職員は、特に、職務の遂行において、保安にダイナミック・セキュリティのアプローチを用いることができるように、ダイナミック・セキュリティの十分な理解を得るための訓練を受けるものとする。

c. 加えて、前任の、専門家及び監督職員は、標準階級にある職員のダイナミック・セキュリティの使用を監督及び援助するために訓練されるものとする。

38. 長期刑で服役している受刑者によって職員が籠絡されるリスクが増大することを考慮すると、職員の流動性及びローテーションが促進されるべきである。

39. 定期的なミーティング及びディスカッションは、受刑者問題の共感ある理解とコントロールの公正性の間の適切なバランスを達成し、維持するために、異なるカテゴリーのスタッフの間で行われるものとする。

## 調査

40. 終身刑及び長期刑の影響に関する調査は、有害な影響を抑制し、刑事施設生活への建設的な適応を促進する要素が果たす役割に特に留意し、着手されるものとする。

る。

41. 評価のための調査は、釈放後にコミュニティに適応するために設計されたプログラムの有効性に関して実施され、公表されるものとする。

(大谷彬矩)